



平成 30 年 11 月 27 日
第六管区海上保安本部

年末年始特別警戒及び安全指導の実施について ～ 船舶輸送等の安全確保とテロ対策～

平成 30 年 12 月 10 日(月)～平成 31 年 1 月 10 日(木)までの間、
年末年始特別警戒及び安全指導を実施します。

海上保安庁では、毎年、国土交通省が実施する年末年始の輸送等に関する安全総点検に併せ、年末年始の輸送繁忙時期における安全確保並びに船内における犯罪の防止及びテロ防止等に万全を期すため、関係事業者等に対する各種指導のほか、船内及び旅客ターミナルにおける警戒を実施しています。

第六管区海上保安本部においても、下記のとおり「年末年始特別警戒及び安全指導」を実施します。

記

1 実施期間

平成 30 年 12 月 10 日(月)から平成 31 年 1 月 10 日(木)まで

(重点期間：平成 30 年 12 月 21 日(金)から平成 31 年 1 月 4 日(金))

2 重点対象

- ・ 旅客船
- ・ カーフェリー
- ・ 遊漁船
- ・ 海上タクシー等
- ・ 旅客ターミナル



(参考画像)フェリー警戒

3 重点指導・警戒事項

(1) 指導事項

- ア 不審事象の認知時及び事件・事故の発生時における当庁への通報体制の確保及び通報の徹底
- イ 不審物・不審者への警戒の徹底
- ウ 安全運航の徹底
- エ 乗船者の海中転落事故防止対策の徹底
- オ 乗船者に対するライフジャケット着用の徹底（遊漁船、海上タクシー等に限る）

(2) 警戒事項

- ア 船内における暴力、窃盗及び猥褻事犯等の犯罪
- イ 旅客船、カーフェリー及び旅客ターミナルを対象としたテロ

(参考画像)



出動式



不審物の有無を確認している状況